

社会福祉法人和歌山県共同募金会
役員及び評議員報酬等規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用弁償とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、本会の招集する会議等に出席し、又はその職務を行うために旅行する場合には、費用弁償を支給することができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

附 則

この規程は平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。